

# 「森林経営管理制度」

森林を管理・整備するための新たな仕組み

●問合せ 農政課 農林環境係  
0256-77-8243



## 森林経営管理制度とは

この制度は、手入れの行き届いていない森林を市町村が仲介役として森林所有者と林業経営者をマッチングし、森林経営に適した森林は、林業経営者に森林経営を再委託することができるという仕組みです。

また、森林経営に適さない森林は、市町村が公的に管理し、土砂崩れや地球温暖化の防止、生物多様性の保全など、森林が持つ多面的機能を高め、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を目指すものです。

## みんなで森林環境を守る！

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が平成31年3月に成立しました。

この法律は、国民一人ひとりに課税される「森林環境税」と、森林整備などを行う市町村などに配分される「森林環境譲与税」からなり、地球温暖化や災害を防ぐため、森林整備等に必要財源を確保するためのものです。

市では「森林環境譲与税」を活用して、これまでに林道修繕や倒木の処理などの森林整備を行ってきたほか、啓発事業として「森林フェア」を開催しています。

これからは森林整備の必要性をお知らせするとともに、健全な森林環境を保全する取り組みを進めていきます。

## 今後の燕市の森林整備

い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などに充てられます。

## 森林環境税とは

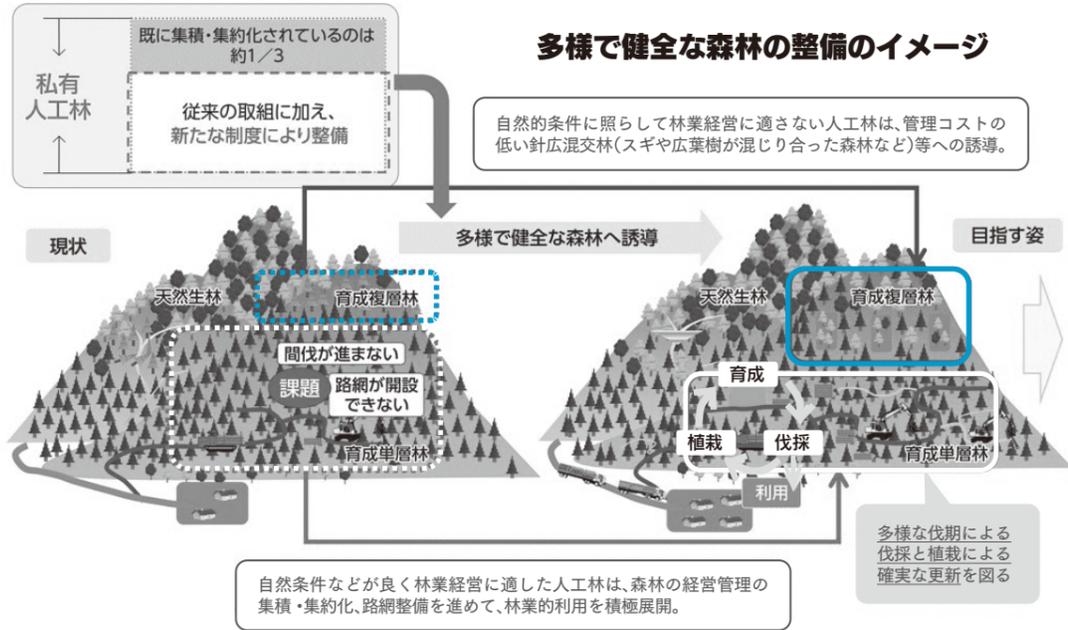
地球温暖化や災害を防止するため、森林整備などに必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人ひとりが等しく負担を分かち合っ森林を支える仕組みとして導入される国税です。

【課税額】 1,000円（年額）  
※個人住民税均等割と併せて徴収  
【施行】 令和6年1月から

## 森林環境譲与税とは

人口や私有林人工林面積、林業就業者数などによって都道府県および市町村に配分され、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの「森林整備およびその促進に関する費用」に充てられます。

## 多様で健全な森林の整備のイメージ



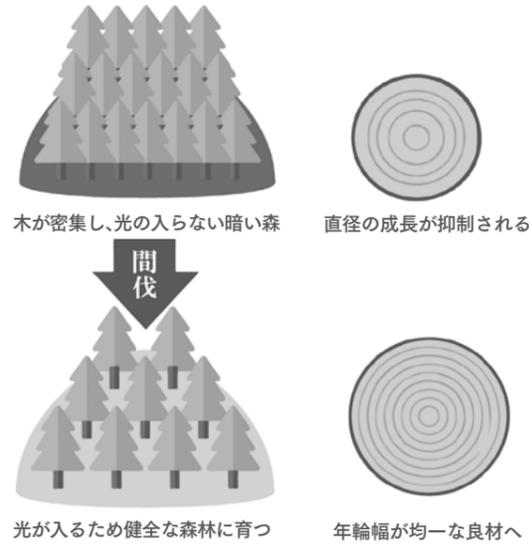
森林の多面的機能の発揮と林業の成長産業化

## 燕市の森林の現状

燕市の総面積のうち、約6%にあたる649ヘクタールが森林です。

その森林のうち、約4割にあたる249ヘクタールが人工林です。人工林は、人が手を加えなければ成長せず、放置し続けられれば生育不良の樹木が増え、下草も育たなくなるなど、森林が持つ多面的機能が低下してしまいます。

燕市の森林は、そのほとんどが手入れのなされていない状況にあり、この制度を活用して、適切な管理を進めていく必要があります。



## 森林経営管理制度の概要

①森林所有者は、伐採、植栽、保育を行うなど、適切な森林の経営管理を行う「責務」が明確化されました。

②森林所有者が森林の経営管理ができない場合、市町村に森林の経営管理を委託することができるようになりました。

## 森林経営管理制度（新たな森林管理システム）とは

経営管理が行われていない森林について市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築し担い手を探す



③市町村に委託した森林のうち、林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託されます。

④再委託できない森林および再委託に至るまでの間の森林は、市町村が直接管理します。

## ●森林整備に関するQ&A

- Q. 「森林環境税」は令和6年度から始まるのに、なぜ森林整備が既に始まっているの？
- A. 国の財源を充てることで、令和元年度から「森林環境譲与税」が市町村に配分されています。そちらを活用し、森林整備を進めています。
- Q. 木を伐採すると二酸化炭素を吸収することができなくなるのでは？
- A. 二酸化炭素は木が成長する際に吸収されます。間伐などの手入れを行っていないと木が成長できずに二酸化炭素も吸収されないため、燕市の森林にも間伐などの手入れが必要となっています。
- Q. 「森林環境譲与税」はどういうことに使われているの？
- A. 現在は林道の修繕や倒木の処理、それとイベントを通じた森林整備の普及啓発活動などに使用しています。今後は森林所有者からの委託を受けて、森林整備を実施していく予定です。